

# 厚生常任委員会会議録

平成24年11月1日

場 所 第1委員会室

署 名

厚生常任委員会委員長 高 橋 透

平成24年11月1日(木曜日)

---

午前9時59分開会

---

会議に付託された議案等

福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

その他報告事項

- ・高齢化対策の状況について
  - ・子育て支援体制づくりの取組について
- 

出席委員(8人)

委員	長	高橋	透
副委員	長	二見	康之
委員		坂口	博美
委員		中村	幸一
委員		井本	英雄
委員		内村	仁子
委員		井上	紀代子
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	土持	正弘
福祉保健部次長 (福祉担当)	安井	伸二
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	富高	敏明
子ども政策局長	日隈	俊郎
部参事兼 福祉保健課長	大野	雅貴
医療薬務課長	郡司	宗則
薬務対策室長	竹井	正行
国保・援護課長	青山	新吾

長寿介護課長	川添	哲郎
障害福祉課長	孫田	英美
就労支援・ 精神保健対策室長	中西	弘士
衛生管理課長	青石	晃
健康増進課長	和田	陽市
感染症対策室長	肥田	木省三
子ども政策課長	長友	重俊
子ども家庭課長	古川	壽彦

---

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬	慎治
総務課主任主事	橋本	季士郎

---

高橋委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

高橋委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

土持福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、福祉保健部の重点施策であります「高齢化対策の状況」並びに「子育て支援体制づく

りの取組」についての2項目につきまして、今年度新規事業の今後の展開等を中心に御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

川添長寿介護課長 おはようございます。「高齢化対策の取り組み状況」について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、本年度の新規事業であります1の「高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業」についてであります。

(1)の目的ですが、成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護を図る上で重要な制度であり、認知症高齢者等が増加している状況を踏まえ、今後、本制度のより一層の活用を図っていくことが必要であると考えております。国におきましても、このような状況を踏まえ、成年後見制度に係る市町村の体制を整備するため、老人福祉法の改正が行われたところであり、このようなことから、記載していますように、県としましても、市町村における高齢者のための法定成年後見制度の活用や市町村長申し立てを促進するための支援を行うものでございます。

次に、(2)の事業概要ですが、県社会福祉協議会への委託により、次の事業に取り組んでおります。

の市町村に対する支援ですが、新たに「成年後見制度 市町村長申し立ての手引」を作成しまして、市町村職員などを対象とした実務研修を県内3カ所で11月から12月に開催する予定としております。

次に、の専門職に対する実務研修の実施についてですが、成年後見人として実際に活動していただくため、社会福祉士や司法書士等の専門職種を対象としまして、介護保険制度や民法等に関する研修を来年1月から2月に開催する予定としております。

次に、の事業連絡協議会の開催ですが、事業の円滑な実施を図るため、専門職種団体と市町村等をメンバーとする連絡協議会を10月に開催し、意見交換等を行ったところでございます。

2ページをお開きください。

これも本年度の新規事業であります、2の「団塊パワー発見・発揮支援事業」について御説明いたします。

まず、(1)の目的ですが、ことしから65歳以上となっていかれ、ます団塊の世代を初めとした高齢者に対しまして、多様な社会参加の機会を紹介することにより、NPO等の立ち上げや活動への参加を促しますとともに、県内で特色ある活動を行ってられる個人や団体の情報をインターネット等により広くさまざまな世代に発信することによりまして、高齢者の社会参加のきっかけづくりにつなげることを目的としております。

次に、(2)の事業概要につきましては、との事業に取り組む予定としております。

まず、の「シニアのためのNPO等活動応援フェア」の実施であります、講演会や商談会形式による団体の活動の紹介・相談等を行うこととしており、県内3カ所で1月から3月に開催を予定しております。

次に、のアドバイザーの派遣、シニアパワー情報の発信についてですが、NPOやボランティア団体などの立ち上げや活動等への参加を検討している高齢者の相談に対応するためのアドバ

イザーを必要に応じて派遣しますとともに、県内で特色ある活動を行っている高齢者や団体等に関する情報をホームページ等により発信することとしております。

アにありますように、事業を実施するに当たり、7月に県内のNPO、ボランティア団体等の300団体にアンケートを実施しておりまして、149団体から回答がありました。その結果としまして、「団体の活動に団塊世代の受け入れを考えている」との回答があったのが77団体、「開設予定のホームページで団体の紹介を希望する」との回答があったのが75団体、「アドバイザーとして派遣できる人材がいる」との回答があったのが48団体、「活動応援フェアに参加し、来場者の相談に対応できる」との回答があったのが56団体でございました。これらのアンケートの結果を踏まえ、現在、アドバイザーの登録、ホームページ等の準備を進めているところでございます。なお、ホームページの開設は11月中を予定しております。

次に、3ページをごらんください。

3の先般開催されました「第25回全国健康福祉祭 宮城・仙台大会」における宮崎県選手団の結果につきまして御報告いたします。

まず、(1)の大会の概要でございますが、全国健康福祉祭は、60歳以上の方々を中心としまして、全国の高齢者がスポーツや文化活動を通じて交流する祭典で、厚生労働省、開催都道府県などの主催により、昭和63年から毎年開催されております。

第25回目の本大会は、 から にありますとおり、厚生労働省や宮城県などの主催により、10月13日から16日までを会期に、宮城県において、47都道府県、20の政令指定都市から約8,000人の選手や関係者の参加のもと、18種目のスポー

ツや文化の交流大会が行われました。本県からは、15種目に101名の選手が参加されたところでございます。

次に、(2)の結果でございますが、 にありますように、団体の部で、なぎなたが準優勝、ゴルフ、将棋が第3位、 になりませんが、個人の部では、ゴルフが70歳以上の部で優勝、なぎなたが準優勝、水泳で優勝が3人、準優勝が1人という結果でございました。また、 の美術展では、書の部で金賞、日本画の部で最高齢者賞でございました。

長寿介護課からの説明は以上でございます。

長友子ども政策課長 資料の4ページをお開きください。

2の「子育て支援体制づくりの取組」について御説明いたします。

まず、1の「未来みやざき子育て県民運動」についてであります。

(1)の目的にありますように、「未来みやざき子育て県民運動」は、少子化が急速に進行する中、社会全体で子供と子育て家庭を支援する機運の醸成を図るため、昨年度から、県民、企業、関係団体、行政等が一体となって展開しているところでございます。

次に、(2)の24年度の取組状況についてであります。まず、 の県民運動推進協議会総会についてであります。

今年度は、11月9日に宮崎県工業技術センターにおいて開催することとしております。これは、子育て家庭を支援するためには、家庭と仕事との両立ができる環境づくりが重要でありますことから、県工業技術センターで毎年実施されます「みやざきテクノフェア」内の会場を利用することにより、企業の参加を促すこととしたものであります。

ウの協議内容として、企業部会の設置と毎月19日を「育児の日」として定めることを予定しているところであります。

次に、5ページをごらんください。

の11月の県民運動推進月間における取組についてであります。

11月3日と4日の土曜、日曜に、宮交シティの紫陽花ホールにおきまして、子育て支援活動を行うNPOなどの団体と協働いたしまして、「未来みやざき子育て応援フェスティバル」を開催し、県民の皆様にご子育ての喜びや楽しさを実感してもらうとともに、団体間の交流や情報交換を行うこととしております。

また、今年度から、このフェスティバルの中で、(イ)でございますが、「未来みやざき子育て表彰」を行うこととしておりまして、aの「未来はぐくむ大家族賞」として、家族の協力のもとに多くの子供のご子育てに奮闘されていらっしゃる御家族を表彰いたしますとともに、bの「みんなで子育て応援賞」といたしまして、ファミリー・サポート・センターにおいて、子育て援助活動等に熱心に取り組まれ、その功績が顕著な方を表彰することとしております。

次に、のその他の取組についてであります。アの「こども・子育て応援の店」につきましては、子育てを応援するサービスを提供する県内の企業や店舗などを「こども・子育て応援の店」として募集し、パンフレット等で県民へ情報を提供するなどして、企業等における子育て支援の取り組みの拡大を図ることとしております。

次に、イの「赤ちゃんの駅」につきましては、子育て中の家族が外出時に、授乳とかおむつがえのできるスペースを提供する施設を「赤ちゃんの駅」として登録してもらい、入り口などに

ステッカーなどを掲示していただくとともに、ホームページで案内しております。

次に、ウの「こども知事」についてであります。県内の小学生に、県庁で関係課長との意見交換会など知事の仕事をご直接体験してもらう「こども知事」を、夏休み中の8月20日に実施したところでございます。

次に、6ページをお開きください。

2の「病児等お助け保育モデル事業」についてであります。

まず、(1)の事業の目的及び概要についてであります。

本事業は、本年度の新規事業でありまして、保育所や幼稚園に預けている子供の急病に保護者が対応できない場合に、一時的な預かりを行うシステムをモデル的に構築し、事業の有効性や効率性などを検証するものでございます。

事業のイメージ図で手順の流れをお示しいたしますと、まず、園に通っている子供が体調を崩した場合に、モデル園となっております保育所または幼稚園が、保護者に対して、子供の病状について の報告を行いまして、その結果、

の保護者が看護師の派遣依頼をする場合、保育所等からNPO法人へ の看護師の派遣要請を行うこととなります。そして、NPO法人が の看護師派遣の調整を行った後、 の看護師が保育所等へ出向き、看護を行うこととなります。

次に、(2)の事業の進捗状況についてであります。

まず、看護師の募集や派遣調整など、事業全体をコーディネートする委託先を公募型プロポーザル方式により募集した結果、5月に「NPO法人みやざき子ども文化センター」を選定いたしました。

また、7月には、モデル地域として、協力体制が整い、ある程度の数の看護師の確保が見込める「都城市」に決定いたしまして、同市から推薦のありました「高木保育園」と「にし幼稚園」をモデル園に選定したところでございます。

8月には、県、都城市など関係機関で構成する関係者会議を実施いたしまして、事業の実施方針や料金設定、関係機関の役割分担など、運用方針を決定いたしました。

9月には、モデル園での保護者説明会や派遣される看護師への研修を実施いたしまして、10月1日から運用を開始したところであります。

なお、10月25日現在の運用状況につきましては、利用者の事前登録者数が19名、看護師の登録者数が24名となっておりますが、まだ利用例はございませんでした。

次に、(3)の今後の事業スケジュールについてであります。

高木保育園における事前登録者数が少ないことから、の、事業の検証効果を高めるために、モデル園をもう1園追加したいと考えております。

また、の、年内に関係者会議を開催いたしまして、事業の中間段階で関係者それぞれから現況報告を行ってもらいまして、問題点の抽出を行ってまいりたいと考えております。

さらに、の、年度末には、利用者を初めモデル園、看護師に対しましてアンケート調査を実施し、次年度以降の事業改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、参考までに、7ページに病児等児童に対する支援フロー図を添付しております。今回のモデル事業の対応する範囲は、中ほどの点線で囲んであるところでございますが、その部分でございます。

こども政策課からの報告は以上でございます。

高橋委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

中村委員 成年後見制度についてちょっと伺いたいんですが、これは言われて久しい成年後見制度であります。これがまだいまだにこういう状態だということに啞然としたところなんです。これは本当に高齢者で困っている人がいっぱいいらっしゃる。財産を持ちながら、どこにどう指示したらいいのかということに困っていらっしゃる部分があるんですけど、これは国のほうでこういうことを今度やろうということが決まったんですか。

川添長寿介護課長 国のほうで県のほうにやれということではございません。ただ、老人福祉法の中で、市町村のほうのこういう申し立て等も、市町村が申し立てできるということになっているんですけども、なかなか進まないという状況で、本年4月から老人福祉法が改正されて、県のほうも市町村の取り組みを支援するという規定が盛り込まれました。それに合わせた形で、県としてこういう事業で市町村の職員の研修等をやっていききたいということでございます。

中村委員 市町村、市町村とおっしゃらず、市町村は結構なんです。今でも、いわゆるこの前の虐待防止法等も市が取り入れたわけですよ。例えば、いわゆるうちあたりは民生委員等がいい働きをしておりますが、お金のやりとりがあったり借入れをする、生活保護なんかのをやっていますよね。これは市役所は無理だと。だから、何回も私は言ったんだけど、皆さん方も言っていると思うんだけど、社会福祉協議会、ここがいい働きをすると思うんですよ。だから、社会福祉協議会あたりに当たって、そ

これは都城の場合を考えると、市役所と社会福祉協議会に行くというのは全く違う。市町村、市に行くと、冷たい扱いなんだけど、社会福祉協議会に行くと、よくいらっしゃいましたなんです。こんなすばらしい職場はないと思う。だから、ここで要請して司法書士等にも働きかけてやればいいんですよ。だから、県がそうして指導するのであれば、市役所に行ったって市役所の人たちも忙しいだろうし、一番今使いやすく、そういう高齢者等に接しているのは社会福祉協議会なんです。社会福祉協議会の扱い方をもっと検討されれば、非常にいい成年後見制度ができると私は思いますけど、どう思いますか。

大野福祉保健課長 実を申し上げますと、前回3月の常任委員会でございましたか、中村委員のほうからそういう指摘を受けまして、現在調査中ということで、今、県内で都城市の社会福祉協議会が実はやっておりまして、地元でございますが、もともと社協のほうで日常生活支援事業等をやっておったんですけれども、ただ、あれは契約になりますので、そういう人たちは、認知症がさらに進んで契約ができなくなるということになったとき、どうなるのかなという問題が一つございまして、特例的に、1人の方がちょっと判断力がなくなったものですから、実際、社協が流れ上やったというのが一つございます。都城市の社協のほうでは、今後そういうのが出てくるだろうということを想定しまして、24年度から制度的に導入する、今までは特例的にやっていたんですけれども、そういうことを聞いております。全国調査を今やっているところなんですけど、現在のデータとしてちょっと古いんですけれども、22年11月に全国社会福祉協議会が調査した結果がございまして、それ

によりまして、全国で114の社会福祉協議会が既に実施しておるといふぐあいに聞いておりますので、その中でも特に進んでおるといふか件数の多い、山口県に萩市社会福祉協議会というのがあるんですけれども、そちらのほうに近々行って調査して、いろんな問題点を洗い出していきたいというぐあいに考えております。以上でございます。

中村委員 その萩市に行かれるのであれば、ぜひその結果を知らせてください。自分たちだけ行かれて、自分たちだけこれこれじゃなくて、こういうふうなやり方をしていましたよというのを、やっぱり市町村にも知らせないかんし、我々も知らせてほしいんですよ。それから、この成年後見制度というのは、今から高齢者がどんどんふえてくると言われて久しいですがね。だから、これを早く活用する方法をつくっていかないといけないと思いますよ。

大野福祉保健課長 それはこの常任委員会の場でという理解でよろしゅうございますか。

中村委員 それはわからんけど、議員にはみんな言われたほうがいいでしょうけどね。

大野福祉保健課長 どの程度の調査ができるか、ちょっと自信ない部分はあるんですが、それは機会を見て御報告させていただきたいと思っております。

中村委員 もう一つ、司法書士等と書いてありますが、事細かにやらないと、司法書士でも若い人と年とった人がおるから、例えば50代以上のとか、そういったふうにやっていかないと、なかなか面倒を見切れませんよ。やっぱりそういったやり方をちゃんと決めていかないと。だから、また司法書士だけじゃなくて、行政書士とかあるいは調査士とか、三士がありますが、税理士もそうですが、そういった人にも広く広



げて、長年やって地域から信頼される、そういった人たちを選ばれたらいいと思いますね。

大野福祉保健課長 ありがとうございます。実は、長寿介護課の支援事業のほうで、そういった各士会、弁護士でありますとか社会福祉士、御指摘のありました司法書士、行政書士、そういった方々を集めて連携をとりましょう、そして研修もやりましょうというのをやりますので、それを長寿介護課のほうと連携をとって対応していきたいというぐあいに考えております。どうもありがとうございます。

川添長寿介護課長 今、福祉保健課長が申しましたとおり、うちのほうの事業、行政書士会と社会福祉士会も当然入っております、皆さんの意見を聞いて、市町村の手引、職員の手引等もつくっていくことにしていますので、その辺の意見は取り入れていきたいというふうに考えております。

井本委員 ちょっと私も不勉強で申しわけないんですが、そもそも本当は市がやらないかんかったのを、市がなかなか動かんから、また県がやるように、そういう法律になったわけですか。ちょっとその辺はつきり……。

川添長寿介護課長 平成12年に従前の禁治産者とか準禁治産者というのが後見人とか保佐人というふうになりまして、その関係、後見人の申し立ては、親族であれば四親等内はできるんですが、そういう今の制度の中で、認知症の方とか、そういう疎遠になっていく関係で、市町村長の申し立てもできるというふうになったわけです。その市町村長の申し立てが10年たってもなかなか進まない、そういう中で、県のほうの市町村職員の研修の支援等もやっていってくれというのが法の趣旨でございます。

井本委員 市町村長がやらなかったのは何か

理由があるわけですか。

川添長寿介護課長 地域の実情を知っているということもありますし、縁故者がどうしても見つからなければ、身近な行政機関で申し立てをするという形になったんだと思います。

井本委員 それはわかっている。だから、なぜ市町村長が今まで動かなかったのかと聞いている。

川添長寿介護課長 この前の10月に、意見交換会、情報交換会をしておりますけれども、その中で弁護士のほうから出たのは、市町村の申し立てがなかなか進まないのは、市町村と家庭裁判所とのつながりがなかなかないという意見がございました。それと、市町村も申し立てをする上では予算的なものもありますので、その予算計上の問題もあるのかなという意見がございました。

井本委員 それで、今度は法定代理人として、社会福祉士とか司法書士なんかになるわけですか。この人たちが申し込むことができるようになるわけですか。その辺はどうなんですか。

川添長寿介護課長 後見人の審判といいますか、申請した場合に、家庭裁判所が職権で選ぶ場合に、身内の方を選ぶ場合もあるんですが、いろいろ財産の問題とかがある場合に専門家を選ぶ傾向が強いということで、司法書士さんとか行政書士さんとかを裁判所が選んでいるという形で、そういう事例が今多くなっているということでございます。

井本委員 そういうことは、結局、本当は社会福祉士とか司法書士さんとは限らんわけですね。たまたまこれはここでこんなことを書いてあるけど、別に限定しているわけじゃないということですね。

川添長寿介護課長 委員のおっしゃるとおり

です。いわゆる市民後見人という形でもできますので、身内の方が選ばれる可能性も当然ございます。

中村委員 私も、行政書士をやっているから、やっていないから、それじゃなくて、一回やってくれということをお願いされて、それで裁判所とのやりとりが非常に煩雑なんです。裁判所に何回も行って、自分の身分とかあるいはどのぐらいやれるかということを経験して、家庭裁判所とやり合えないかなわけね。だから、その辺であまり厳しいと、なかなかそういう対応者がいなくなるのかなと思うんですが、その辺の県と裁判所とのやりとりというのはやられたことはあるんですか。

川添長寿介護課長 県としましては、今、そのやりとりの中には仲介したことはございません。

中村委員 それをやっておかないと、それはどの程度、成年後見制度、やらせるかとする、どの辺まで調べ上げをするのかということやっておかないと、それは大変ですよ。私自身、行って見て、こんなに後見人になるのは大変なことなのかというのがわかりましたから、一応後見人になったんだけど、その前に亡くなってしまったから終わったんだけど、そういう経験がありますよ。

川添長寿介護課長 ちょっと言葉が足りませんでした。今回の協議会をつくって、家庭裁判所と我々の連携も意見交換する中で、家庭裁判所と市町村とのパイプもつくりましますし、それと市町村と専門家集団とのパイプもつくるということで、後見人にふさわしい方の推薦とかいう形もできるようになりますので、その辺の円滑な動きもこの事業の中でやっていきたいと考えております。

前屋敷委員 御説明いただいた6ページからの病児等お助け保育モデル事業について伺いたいと思いますが、この事業といいますか、新年度の予算の中にも病児保育のことが出ていまして、非常に関心も持っていましたし、必要なことだというふうに思っていましたので、実際どういう中身で今進んでいるのかなというのもお伺いしたいというふうに思っていたところだったんです。それで、モデル事業として始められて、保育園と幼稚園が1カ所ずつということでスタートしたところなんです。御説明ありましたが、利用者の登録、これは登録が必要な制度になるわけですね。それとあわせて、数が少ないということもあって、もう1園ふやすということなんです。この登録数が少ないと、園児が何人いらっしゃるかわからないんですけど、十分な説明をなされたと思うんですが、このことに対する関心が薄かったのか、この少ないというのは何か理由があるんですかね、あれば。

長友こども政策課長 まず、登録についてでございますが、登録してもらうことによりまして、そのときにお子さんの状況とか細かく書いていただく、状況を教えていただくという作業になりますので、後々の保育のときにそれが生かせるということで、登録制度を前提にしているところでございます。それと、登録数が少なかったということでございますが、これにつきましては、例えば高木保育園のほうにつきましては、説明会を開きましたときに、60名以上の保護者の方が来ていらっしゃるんですが、実際は登録のほうは2名しかいらっしゃらなかったという状況になりまして、園長先生にその状況についてお伺いしたところでございますが、園長先生がおっしゃるには、地域のきずながそ

の園では結構残っているというような状況がございまして、そういった子供が悪くなったときに、誰か頼める方が近くに多くいらっしゃるんだらうと、したがって、迎えに来てくださいと言ったときに、迎えに来やすい状況にあるんだらうというような分析をされていらっしゃるところでございます。このため、追加園をもう1園ということで考えておりまして、それにつきましては、そういった面倒を見てくれる方が少ないような町場の、ちょっとそういったところの園を追加で考えたいと考えているところでございます。

前屋敷委員 確かに、そのことは大事だというふうに思います。近くに親とか兄弟とかがおっ  
て対応ができるという子供さんであれば、そこまで必要ないかなと思いますけど、核家族が進む中で、どなたにも頼れないという場合に、子供が悪くなったということは、本当に親としては一番胸の痛むことなんですよ。ですから、それとあわせて、急に悪くなったりして対応ができない場合に、登録していなければだめという対応じゃなくて、その辺はもう少し柔軟に対応ができるようなこととか、そういうことも必要かなというふうに思うんです。

それともう一つ、看護師の登録が24名と非常に多いなと思って、今お勤めされていない看護師の資格を持たれる方々が登録されているんだらうと思うんですけれども、かなり広く公募されたのかなと思って、その辺はどういう形で登録に応じてもらったんですかね。

長友こども政策課長 まず、登録につきましては、原則事前登録ということで、どうしても登録していなくても、そういう状況になられた方につきましては、そのモデル事業で対応するということにしまして、詳しい状況につきまし

ては、担当されている保育士さんとかそういった方から情報を得て、事後に登録していただくというシステムをとっているところでございます。

それと、看護師さんが24名と非常に多かったということでございますが、県の看護師会とかそういった組織と連携しながらやっているものですから、そういったところを通じて、皆さん口伝えと申しますか、そういうのに参加しようねというようなのが結構広がっていったということ聞いております。したがって、24名という多くの看護師さんが登録していただきまして、多ければ多いほど、都合が悪い方は行けない方もいらっしゃるものですから、このモデル事業が円滑に進むということで、非常に助かっているところでございます。以上でございます。

前屋敷委員 今回モデル事業ですけれども、ぜひ地域に広く全県を通して広がるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、また状況など経過も教えていただきたいと思っております。

井本委員 派遣看護師の登録というのはわかるんだけれども、利用者の事前登録というのはどういう趣旨ですか。登録しないといかんという趣旨は何ですか。

長友こども政策課長 登録をお願いしておりますのは、その子供の状況が、ぱっと預かって対応できないというところもございまして。熱が上がりやすいとか、あるいはすぐぐったりするとか、そういう状況などをあらかじめ把握した上で保育に当たったほうが、よりきめ細かな保育ができるということで、登録してもらって、登録の中身につきましては、お子さんの状況とかを細かく書いていただくような形にしております。今申しましたように、登録がないと必ず

できないというものではなくて、原則として事前にそういう登録をしてもらって、細かなところを教えてもらっているという作業をとっているところでございます。

井本委員 それはある意味では適応しないということですね。わかりました。

井上委員 関連してですけど、これには非常に期待するものなんですけれども、実際、子供の様子云々かんぬんというのは、これは保育園が先にしていないといけないことですよ。子供がしょっちゅう、どういうあれであるかとか、例えば何のアレルギーがあるかとか、そういうことがわかったのは - 保育園が全部まずは、幼稚園もそうですけど、先に把握しておかなければならないことですよ。だから、この登録制度というものの意味がちょっと私も先ほどからよくわからないわけですが、普通、正直に考えてみると、保育所と幼稚園の場合はちょっと違う部分もあるわけですけど、保育に欠けるということが、今のところ、最近そういうのはなくなってきたので、大丈夫なんですけれども、保育園のことから考えても、幼稚園を考えても、これは本来、そこにいた親は全部がこれを利用できるというふうな感覚で私はいたんですけど、これを希望しない 希望しないという言い方はちょっと悪いんですけども、なぜこれがこれほどまで親からの受け入れが本当に悪いのかというのがちょっと一つ疑問があるのと、それともう一つは、都城市を地域として選んだことはどうなのかよくわかりませんが、このモデル事業の結果によって、将来どうしていきたいのかというのが、これでいけばちょっと意味が見えないけど、だから、ちょっとその辺のことを教えていただけますか。

長友こども政策課長 今おっしゃいました、

保育所、幼稚園等がまず事前に状況を把握しているということですが、幼稚園、保育所につきましては、入園前に必ずそういった細かな状況を提供してもらっているということでございます。ただし、基本といたしまして、看護師とかまた別の方がかかわって個人情報を別に使うということが妥当かどうかということもございまして、それと、病児・病後児というシステムはあるんですけど、それにつきましても事前登録制度をとっているということございまして、とりあえず、今回は原則事前登録制度を採用させていただいたところでございます。ただし、保育所、幼稚園に報告した内容と同じような内容を、またもう一回、細かく紙に書いて出さないといけないという、その手間を考えて申し込みが少ないという状況もあるかもしれませんので、そこらあたり検証しながら、例えば、最初に幼稚園、保育園に出した報告書が活用できないかとか、そういったのをちょっと研究してまいりたいと考えております。

それと、モデル園の今後の発展でございますが、まず3年間、都城地区を中心にしながら、幼稚園、保育所を継続するか、あるいはかえるかとかいうのは、年度末にいろいろ状況を見て検証しながら、判断しながら、その中で課題とかを抽出しながら今後の展開を考えるということもございまして、そういった形で進めたいと思っております。

井上委員 保育園に預けるときも、例えば幼稚園に預けるときもそうだけど、親の立場としては、この子が非常に体が弱い子であるというふうになっておると、引き受けていただけないのではないかという思いがするわけですよ、実際に保育園に預けるときとか。親はいろんなこ

とが子供に関してはよくわかっているわけだから、保育園との信頼関係でしょうけれども、その登録制度のあり方というのは、ちょっともう一回研究していただけるといいなというふうに思いますね。そうだと、せっかくのあれが使いやすいということがありますね。

それと、例えば先ほど言われましたが、地域のきずなの強いところで、余りそういうところをモデル園に選ぶということも、ちょっと意味がわからないんだけど、実際、宮崎市あたりだったら、これについて全然また違う結果が出た可能性というのはあると思うんですね。実際、核家族も多かったりするところだと、またちょっと違うのかなという思いもしますので、だから、ここから何を導き出して、どう展開させたいのかというのがちょっとよく私もわからないんだけど、できるだけこういうのが本当は進んでいってもらいたいというふうに思うんですけどね。進めたくないからこうしているのか、進めたいからこうしているのかが、ちょっと意味が……、だから、これは進めたいんだよね。

長友こども政策課長 ぜひ進めてまいりたいと、モデル的な事業を検証しまして、全県的に発展させていきたいということで、この事業に取り組んでいるところでございます。先ほど、高木保育園に地域のきずなの問題がございましたが、まず、実際、市に御相談しましたところ、ここが非常に協力的であるということとか、あるいはそういう活用が図れるのではないかとということで入ったところでございまして、実際じゃふたをあけてみると、そういう登録数が少なかったということになったところでございます。これにつきましては、ふやすなりとか、いろいろ反面的なところもございしますので、そういったところを検証材料にしながら進めていきたいと

は考えております。

井上委員 私なんかの例は大変古い例なので、一番本当に困っていたのがここですよ。何度も何度も欠勤の許可をもらいながら育ててきたという経過があるので、これは本当に進めてもらいたいけど、何をしたいのかなとちょっと思っちゃいますよね。本当に困っている母親がいたときに、困っている母親に手が差し伸べられるようにしてもらいたいのに、手が差し伸べにくいように、こちらからすがりたくないようにしてしまうというのは間違いだと思うんですよ。すがれるようにしてほしいのよ。だから、やっぱり助けてあげたいんだったら、助けてあげられるようなモデル事業にしないと、これはちょっといまいち意味が - せっかく派遣看護師さんの登録者がこれほどいていただけるというのは、これは本当に感動物だけど、うれしいと思いますけど、これを見る限り、何かちょっとおかしいでしょう。だから、これはもう一回、ちょっと考えをきちんと整理してもらえるといいなと思いますけどね。

日隈こども政策局長 これはモデル事業でありまして、本来の病児・病後児の保育施設、県内に16カ所、現在あります。これがなかなか伸びないというのが市町村の財政負担の問題であります。病児・病後児保育施設では、常時の、常勤の看護師さんを配置しないといけないというのが、やっぱり人件費の問題が一番大きくございまして、国の補助事業を導入しても、やはり市町村の負担が大きということで、なかなか進まないことを踏まえて、今回のモデル事業は、今、説明がありましたとおり、看護師さんを常時抱えないで、登録制度にしておいて、必要なときだけ来ていただくということで、かなり人件費が節約できるということ、そして病気

も、季節で子供たちの病気というのは、やはり感染症、冬であったりそういった時期に集中するというところもあるので、常時必要ないのかなということも踏まえて、こういう形であれば、コーディネートして必要なときだけ看護師さんを派遣するとか、こういったモデル事業をやってみて、複数の保育園、幼稚園、1カ所キーステーションがあったら、看護師さんがあっち行ったりこっち行ったりすることも含めて、Aさんはあそこに行ってください、Bさんは今度あちに行ってくださいというようなこともできるのかなということで、モデル的に今回始めたところです。登録制についても、今、井上委員から御指摘があったとおり、こういった形でいいのかなどうかを含めて、また検証してまいりたいというふうに考えています。

それと、今回、都城でさせていただいたというのは、各市町村にも実は一応希望をとってみました。その中で、宮崎市は特に希望がなかったんですけども、先ほど申し上げた16のうち6は宮崎市にありまして、県内で26市町村のうち9市町だけ今実施されている状況もありますので、今後、広げていくということを考えたときに、都城もまだ2つしかございませんので、都城でまず実施してみたいということで始めたということでございます。こういったことを踏まえて、こういったモデルを各市町村のほうにもまた検討していただいて、できるだけ財政負担が少なく、ニーズは大きいわけでありますので、拡大できる方向で検討してまいりたいというふうに考えています。

井上委員 納得しました。

内村委員 今の病児のお助け保育ですが、以前、都城は病後児保育が病院でされていて、2カ所の病院があったんです。これは非常に助かっ

た保護者がいらっやって、だけど、今回はモデル事業ということですけども、保育所に看護師さんが来てくださるんだったら、子供をなれない病院に移すよりも、かえて今までの生活でできるということで、これは私は、ただ、登録のことで今ありましたけれども、ここをちゃんと緩和していただければ、働くお母さんたちに対しては、すごくいい事業だと思っています。今までのシステムと違うということで、病院に一回一回連れていくんじゃなくて、病院が保育をするんじゃなくて、保育所でこれがそのままできるということは、私はこれから期待できるんじゃないかなと思っていますので、登録の関係だけをちょっと緩和して、いつでも利用できるというような感じでしていただけたらいいんじゃないかなと思っています。大変ありがたい制度だと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

井本委員 最初の法定成年、今まで準禁治産者、禁治産者の制度が民法でもあるでしょう。その申請者が市町村になったというのはどういことですか、成年後見制度での。

川添長寿介護課長 禁治産者制度から後見人制度に変わったんですけども、市町村ができるようになったんじゃなくて、できるのは四親等内の親族ができるようになっていまして、それに老人福祉法上で高齢者に対しては市町村長の審判申し立てができるようになったということでございます。四親等内の親族もできるんですが、市町村長もできるというふうになったということです。

井本委員 申請者が変わったというだけのことですね。

川添長寿介護課長 申請者がふえたということです。

中村委員 お助け保育モデル事業というのは非常にいいことだと思いますが、私は自分のことばかり言って申しわけないんだけど、障がい者の息子が今45～46になりましてね、その当時、都城の施設がなくて、宮崎のほうに預けていたんですね。全く同じことが起きるんですよ。ちょっと病気になったら、とにかく迎えに来てくれと。都城から宮崎まで迎えに行くんです。連れて帰る。その間に、連れて帰るときは治るんですね。大概治っている。だから、そういった親たちがわざわざ遠いところまで車を運転して、そしてその子に会って連れて帰る、その時間たるや物すごい時間ですね。だから、今、宮崎もそうだし、延岡もそうだし、都城もできたものだから、そんなに遠いところに往復する親はいないかもしれませんが、それでもやっぱり都城に遠いところから来ている人がおるんですね。また、宮崎にも遠いところから来ている人がおる。そういった障がい者の子供たちに対するお助けというのがあれば、本当に助かるなと思いますよ。私は、この乳幼児のことよりか利用があって、そしてまた助かるんだがなという気がして仕方ないんです。だから、何か新しいことをしなくちゃいけないので、こういう乳幼児に取り組んだという気がして仕方ないですね。この乳幼児に対しては、ありがたいことなんだけど、やろうと思えば、今さっきの高木町のモデルのように、知り合いの中で「うちの子がちょっと病気なのよ。ちょっと見てくれる」という話もできるわけです。ところが、遠いところまで、うちの子供がいるからと親が近所に電話したって宮崎まで行ってくれやしませんよ。だから、できればこういうところに、障がい者の子供たちが小学校に入る、中学校に入るところ辺まで見ていただければいいなというふうに

私は感じましたね。小学校1年生から宮崎にずっと泊まって寮に入っていました、何十回あるいは何百回近く行ったかわかりません。行って帰ってくる。それで話しましたよ。「俺たち何回ここに来ないかんじゃろうかいね」ということで話しましたが、そんな苦しい思いをしたことがあります。だから、その後、何か変わって、看護師さんでもその学校に1人ずつでも置かれているのであればいいんですよ。ただしかし、置かれていないと思うので、それだったら、今、宮崎に何力所しかない障がい者の学校、こういったところにも目を向けてほしいと。ただ、何か新しい新規事業をやりたいから、こういうところに取り組んだじゃなくて、本当に困っているのは何なのかということも考えてもらわないかと、私は今聞いていてそう思いました。何かありましたら。

孫田障害福祉課長 委員のおっしゃるとおり、障がい児施設に預けている方々には、県内のさまざまな方がいらっしゃるということもあります。一方、少し整理をさせていただきたいんですが、委員のおっしゃっているのは、入所施設あるいは通所あるいは学校、こういった状態を想定されているのがちょっとよくわかりませんので、申しわけありません。

中村委員 言い方が悪かったんだろうと思いますが、通所施設などは大体大人になっていますよ。だから、小さいころ、小学校から、中学校になったら病気はあんまりしなくなりましたから、小学校の6年生になるぐらいまで、だから学校ですよ。学校でちょっと病気になると迎えに来てくださいと言われて、わざわざ都城から宮崎まで行って、自分の子ですから、当然といえば当然なんだけど、行って見ると、ちょっと置いときゃ治るのになというふうなの

が頻繁にあったんですね。だから、そのときに看護師さんが行ってくれて見ていただければ、都城からわざわざ行かなくてもよかったのかもしれないなど。先ほど言いました、もう45～46になりましたから、そういうこともありませんが、そういう今から学校に預ける人たちもたくさんいますよ。都城だって寮がありますよね。ああいうところにおる人たちに、そういう手を差し伸べてほしいなと思ったところです。

孫田障害福祉課長 特に障がい児童等の施設で、通園等であれば御自宅の近くにいらっしゃる人が多いかと思えます。委員がおっしゃる学校、いわゆる今の特別支援学校等におきましては、基本的に養護教諭あるいは学校嘱託医等が配置されておりますので、普通の保育所、幼稚園よりは、そういったものの対応・体制というのは、学校側で用意されているのかなとは思っております。それにつきまして、通園・通所施設等でそういった病気が発生したり何なりした場合については、もちろん今、そういった一般の保育所、幼稚園で取り組まれているようなことは、必要性等について検討していくことがあるかと、そういったモデル事業の結果を踏まえて、何らかの対応をとるということも想定されるかと思いますが、学校につきまして、申しわけありませんが、ちょっとこちらのほうでお答えする立場にないものですから、よろしいでしょうか。

中村委員 何か言いにくいような物の言い方でありましたが、学校の関係ですから、分野が違うのかもしれないけれども、障がい児には変わりないんだから、1年生から6年生ぐらいまででしたよね、しょっちゅう迎えに来てくれとって何十回行ったか知らんけど、まだ高速道もできていないころでしたから、大変な思いをし

した。だから、今もそういうことがあるだろうと思うんですよ。だから、嘱託医もいらっしゃるでしょう。だけど、迷惑かけたくない、金を使いたくないから、親御さんに迎えに来てくださいとおっしゃるんですよ。だから、嘱託医がおりますよとかおっしゃっても、現に我々は何十回となく行ったものだから、今もそれが続いているようであれば、非常にかわいそうなことだなと、ちょっと見ていただければ済むのになという気がするんですよ。連れて帰ったときは元気いっぱいになっているわけですよ。毎回それが同じこと、連れて行って、また何かちょっと悪くなったら、すぐ迎えに来てください、そういう話でしたが、今そういうことがあるかどうか、もう何年になりますからわかりませんが、これを聞いたときに、あっちのもつくってもらえばいいのになと今思ったから言ったところでした。答えにくかったら答えなくていいですよ。

井上委員 さっきいい答えしていましたよ。施設もそういうふうに考えたいと、検討したいと言っていましたから、すごいですよ。いい答弁をいただいて。

中村委員 そうですか。済みません、聞き漏らしました。いい答弁だったということで、それは期待をしながら、お待ちいたしておきたいと思います。

坂口委員 ちょっと補足したいので、今のお助けに関して、もともとこれは子育てを応援していこうという域の中だと思うんですよ。せっかくこういうものができれば、子供たちの病気が深刻化することを防いであげようとか、極端な場合は命を守ってあげようという、むしろそちらのほうの医療とか保健とかそういった視点まで、せっかくこういうものが構築できれば、



専門家がそこに加わる、そういうところまで拡大して行ってほしいし、進化させてほしいなと思うんです。そうすると、先ほどの情報を提供するための登録制度と言われたですかね、ほぼ入園・入所時のときの登録の許可に際しての聞き取りのデータと一緒になと思うんです。だから、そこらも改めて再度そういったことをやるんじゃないくて、保育所が持っている、あるいは幼稚園が持っている情報を、かくかくしかじかの際は、こういったNPOに開示してよろしいかという開示許可でまずそれをカバーできないかということと、それに応じて、この範囲内の情報というものは、さらにそこで提供して、日常、保育園とかが見えていて、そして蓄積してきたデータというものは、さらにそれに加えて相手方に情報を提供させてくれという承諾にまずしておくというところが、少し労力の軽減になるかなというのと、それから、そちらのほうに迎えに来ていただいてもいいですけども、極力専門家がせっかくこういった支援体制があるから、ここに委ねさせてくれないかという誘導的な運営に持っていく必要があるんじゃないかなと。というのが、例えば、致命的な病気で腸重積なんていうのがありますよね、腸捻転に近いような。これは、専門のお医者さん、小児内科あたりでも場合によっては見過ごして、24時間ぐらいで死に至ってしまう。ほとんど変わらない、急にぐたっときてやってしまうというような、そういうのがあるんですよね、成長期というか幼児期あたりは。だから、せっかくこんなものができたら、そこらまで意識して将来リードしていただけるとなというようなことです。そして、その必要性を保護者も感じてくると思うんです。手間暇を省いてくれるよという域じゃないなということ、もっと深刻な場

合に、これは本当に頼れる事業だなということ、ぜひそこらまでこれは積極的に推進してほしいなということ、これは答えがなければ要望でいいですけど、何か考えがあれば。

長友こども政策課長 今、委員がおっしゃったような形で、利用しやすい環境づくりというのは非常に必要でございますので、園が持っている情報の活用とか、そういったのにつきまして、速やかに検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

二見副委員長 今のモデル事業についてお伺いしますけれども、10月から始められて約1カ月間の中で、実際じゃ保護者の方とかで、今お話の中では、恐らく保護者の方は迎えに来られる方がいたから、このモデル事業を、看護師の方に来ていただかなくても対応できたという事案があったというようなお話だったと思うんですけども、ほかに、実際に、本当は看護師の方 - いわゆる子供が病気になって、すぐに迎えに行けない状況だったんだけど、事前登録をしていなかったから迎えに行かざるを得なかった、そういったような事例というのはあったんですか。時期的にはまだ風邪がそんなにふえていないような時期なので、約1カ月間だったので、そういったところ、実際この1カ月間、園の中でどういうふうなことがあったのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思うんですが。

長友こども政策課長 先ほども申しましたように、運用事例につきましては、1カ月たちますけど、まだございません。今後、今おっしゃったように、風邪とかがはやり出したりとか、そういった場合は、いろいろ事例が出てくるかと思えます。

二見副委員長 事例がなかったということは、

要するに、子供が熱を出して親に迎えに来てもらわないといけないというようなことがなかったということですね。

長友こども政策課長 そのような事例はなかったということでございます。

二見副委員長 9月にはモデル園での説明会をされていらっしゃるみたいなんです、そのときの保護者の出席率というか、どれくらい父兄の方々に浸透しているのかというのは、何かそういう調査はされているんですか。

長友こども政策課長 保護者説明会を開きまして、高木保育園のほうが保護者が67、家族ということで67人以上はいらっしゃるの、67人が参加していただいております。ちなみに、高木保育園の実員でございますが、定員が70で、実員が4月1日現在、83名いらっしゃる状況でございます。それと、もう一つのモデル園のにし幼稚園でございますが、ここにつきましては、説明会に35名の方が参加いただいております。定員につきましては80名でございます、実員は146名というようなことになっております。

二見副委員長 高木保育園のほう、どっちかというと比較的にたくさんの方が来られていて、周知もできているのかなと。ただ、にしのほうは35人と、大体140人ぐらいあそこは園児がいるものですから、兄弟も含めての数なので、実際じゃ家庭が何家庭あるのかというのはわかりませんが、ちょっとこっちのほうが少ないのかなとは感じたところなんです、それも周知というか、保護者への説明というのも丁寧にしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。これからの今後の動向といますか、この冬、そういったときの対応を、本当に保護者の方が使いやすいようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いします。

高橋委員長 それでは、報告事項以外のその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午前11時4分再開

高橋委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時4分閉会